

## 資料 23：卒後臨床研修必修化に向けての提言

日本医学教育学会（平 7.5）

日本医学教育学会は、卒後臨床研修が医師育成上極めて重要であるとの認識から、卒後教育委員会を中心に卒後臨床研修に関して種々検討を加えてきた。全国大学病院および臨床研修指定病院に対して実施したアンケート調査では「条件が整えば卒後臨床研修の義務化に賛成」という意見が多数であった<sup>1)</sup>。次いで、卒後教育委員会によるワークショップにおいて、その実施のための諸条件を検討した<sup>2)</sup>。

本学会はこれらの意見に基づき、討議の結果、卒後臨床研修の必修化について提言する。

**1. 研修医の身分・待遇・立場・生活が保証されること**

1) 施設長に属し、常勤医師に準じて待遇される。  
2) 研修者としての立場が尊重される。3) 研修にふさわしい生活環境が配慮される。

**2. 研修施設は適正に指定され、研修体制が整備されること**

制定された基準に則り、施設・施設群ならびに設備・備品が整備され、研修に必要な診療内容および要員が確保される。

**3. 指導医が確保され、継続的に養成されること**

研修責任者および指導体制が確立されるとともに、指導医の養成が継続的に行われる。

**4. 研修医の募集と採用が適切に行われること**

研修施設ごとにカリキュラムが示され、公募により妥当な定員が採用され、その結果が公表される。

**5. 研修カリキュラムは幅広い基本的臨床能力の修得を可能にすること**

1) カリキュラムは基本的な総合臨床能力の修得を

目標として、各研修施設において独自に設定される。研修は総合診療方式あるいはそれに準じた方法による。研修医の目標達成度はカリキュラムとともに適正に評価され、公表される。2) 研修医各自が志望する診療科への所属は研修修了の時点において決定される。

**6. 研修開始時期は卒業直後に限定しないこと**

臨床医学については、大学院進学者を含めて、卒業直後の研修を原則とするが、基礎医学、社会医学あるいは国外での活動などでは例外が認められる。

**7. 研修修了の認定はその後の臨床医としての活動につながる**

研修の修了は研修施設長により認められ、その後は独立して診療することができる。この認定は学会の認定医、専門医などの資格要件の一つとされることが望まれる。

**8. 卒後臨床研修と卒前教育との有機的な連携が保たれること**

卒後臨床研修の卒前教育からの連続性が保たれるよう、卒前教育および医師国家試験の見直しが必要である。

**9. 卒後臨床研修の適正な運営のために、全国的規模の第三者機構が設置されること**

この機構は卒後臨床研修の計画・調整および各施設の機能評価を行う。

なお、卒後臨床研修の必修化の実施にあたっては、関係各方面の理解と支持を得るためにも、十分な準備期間が必要である。